

# ○飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例

平成30年 3 月 26日

条例第25号

## (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止等について、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、禁止する行為その他必要な事項を定めることにより、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路、公園、広場その他公共の場所において、煙草を吸うこと又は火のついた煙草を持つことをいう。
- (2) 吸い殻等 煙草の吸い殻その他これに類するものをいう。
- (3) ポイ捨て 吸い殻等をみだりに捨てることをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、事業者及び市民等に対し、路上喫煙の防止について意識の啓発を図るよう務めなければならない。

## (事業者及び市民等の責務)

第4条 事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

## (路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による変更若しくは解除は、規則で定

める。

(路上喫煙及び吸い殻等のポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、禁止区域において、路上喫煙及び吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の是正に必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、是正するよう勧告することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。